

勤務体制等に関する件

<p>通報内容</p>	<p>本件通報は、アルバイト職員が、ローテーションの一部の時間帯で、午前7時30分勤務開始とされながらも、午前7時15分には業務を行うこととされていたとし、当該労働時間分の賃金の支払を求める通報である。</p>
<p>委員の対応・ 不対応の判断 及びその理由</p>	<p>当該職場における業務マニュアルを確認したところ、勤務開始時間は午前7時30分としながらも、午前7時15分には動き出す必要がある旨の記載があることが確認できる。</p> <p>所属報告書によると、この業務マニュアルは、職場内で共有されているとのことである。当該職場では、宿直明け職員等2名で、午前7時30分からの朝食の準備を進めるが、この2名が食堂対応をするため、他の午前7時30分出勤の職員が午前7時30分の食事時間の前に準備を行っているとのことである。</p> <p>「労働時間とは、労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間をいい、右の労働時間に該当するか否かは、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるもの」(最判平成12年3月9日 民集54巻3号801頁)とされている。当該シフトの勤務者は、午前7時30分が勤務開始とされているものの、勤務開始時刻前に朝食の準備に対応する必要があり、業務マニュアルにおいても午前7時15分には動き出す必要があると明示されていることからすると、午前7時15分には就業を命ぜられた状態であるといえ、使用者の指揮命令下で朝食の準備を行っているとは解される。</p> <p>アルバイト職員は、募集要項において午前7時30分～午後4時15分のほか、4つの勤務時間が示され、いずれも7時間45分の勤務時間で、賃金は日額7,905円～9,951円とされていることから、当該シフトでの午前7時15分から午前7時30分までの間の勤務分に相当する給料は支払われていない状態である。これは、一部賃金の未払であるといえ、労働基準法第24条に違反する状態であることから、速やかに未払い分の賃金を支給すべきである。</p> <p>所属では、多くの職員が定時の15分から30分前には出勤し、一日の業務の流れに沿って多少は早めに勤務することは不自然なものと認識はしていなかった。また、慢性的に職員が不足する中で、業務の流れに沿って多少早めに勤務することがあったとのことであるが、職員の勤務時間の管理を適正に行わず、一部賃金の不払い状態を生じさせていたことは、上司として不適切であったといわざるを得ない。</p> <p>一方、所属では、調査報告書において、当該超過勤務分の報酬を支給していなかったことは不適切であったとし、当該超過勤務分の報酬の支給をするとともに、勤務時間の見直しを検討するとのことであるので、速やかな支給及び今後の適正な勤務時間の管理を求めることとする。</p>
<p>本市の対応</p>	<p>支給していなかった当該超過勤務分の報酬を支給するとともに、勤務時間の見直しを検討する。</p>